

平成 18 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 大 黒 天 物 産 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 賀 昭 司  
(コード番号 2791)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 川 田 知 博  
電 話 番 号 0 8 6 - 4 3 5 - 1 1 0 0

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 8 月 24 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

子会社の事業目的に新たな事項が追加されたこと及び平成 18 年 5 月 1 日付で「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行されたことにともない、定款の一部変更を実施するものであります。

(1) 子会社の事業目的に新たな事項が追加されたことにともなう変更  
子会社の新規事業を、当社の目的事項(変更案第 2 条)に追加するものであります。

(2) 会社法の施行にともなう変更

新たに導入された、単元未満株主の権利の制限(変更案第 10 条)、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第 16 条)、株主総会での議決権の代理行使に関する制限(変更案第 18 条)、取締役会の決議の省略(変更案第 25 条)を採用するため所要の変更を行うものであります。

定款上で引用する商法の条文を、相当する会社法の条文に変更するものであります。

商法上の用語を、会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行にともなって定款に定めたものとみなされた事項につきまして、条文の新設、変更、所要の文言の整備等併せて行うものであります。

上記変更にとともない、条数の整備を行うものであります。

##### 2. 定款の変更日

平成 18 年 8 月 24 日

### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(商号) 第 1 条 当社は、大黒天物産株式会社と称し、英文では、DAIKOKUTENBUSSAN CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. &lt; 条文省略 &gt; &lt; 新設 &gt; 9. ~ 10. &lt; 条文省略 &gt; 11. <u>ショッピングセンターの企画・運営</u> &lt; 新設 &gt; 12. ~ 17. &lt; 条文省略 &gt; &lt; 新設 &gt;</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を岡山県倉敷市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4,360 万株とする。 &lt; 新設 &gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</p>	<p>(商号) 第 1 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(目的) 第 2 条 &lt; 現行どおり &gt; 1. ~ 8. &lt; 現行どおり &gt; <u>9. 建築資材の販売</u> 10. ~ 11. &lt; 現行どおり &gt; 12. <u>商業施設の企画・設計・施行及び運営</u> 13. <u>商業施設の開発に係るコンサルタント業</u> 14. ~ 19. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(本店の所在地) 第 5 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(広告の方法) 第 6 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,360 万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。  当社は、<u>単元未満株式</u>に係る株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(名義書換代理人)  第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出等の手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)  第10条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)  第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定しこれを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)  第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>( 招集者及び議長 )</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>( 取締役の員数 )</p> <p>第16条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>( 定時株主総会の基準日 )</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>( 取締役の員数 )</p> <p>第19条 &lt; 現行どおり &gt;</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p><u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第25条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第26条</u> 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第27条</u> 当社は法令または定款に定める監査役の数に欠けるときは、定時株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</p> <p><u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p><u>前条第1項に定める監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第28条</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p>監査役選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(監査役任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)  <b>第30条</b> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  &lt;新設&gt;</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第31条</b> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <b>第32条</b> <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u>  <u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>  &lt;新設&gt;</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)  <b>第33条</b> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。  第6章 計 算  (営業年度及び決算期日)  <b>第34条</b> 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)  <b>第35条</b> 当会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当金)  <b>第36条</b> 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当金という)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)  <b>第37条</b> <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(監査役会の招集手続)  <b>第32条</b> &lt;現行どおり&gt;    <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><b>第33条</b> &lt;現行どおり&gt;    &lt;削除&gt;</p> <p>(監査役会規程)  <b>第34条</b> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  <b>第35条</b> 監査役の報酬等は、株主総会によって定める。  第6章 計 算  (事業年度)  <b>第36条</b> 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)  <b>第37条</b> 当会社は、毎年5月31日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当及び基準日)  <b>第38条</b> 当会社は、毎年11月30日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  <b>第39条</b> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>

以 上